

二以上の事業者による産業廃棄物の処理の特 例認定申請手引書

甲府市環境部ごみ収集課

はじめに

- この手引書は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条の7に基づく、二以上の事業者による産業廃棄物の処理の特例の認定申請用です（平成30年4月1日施行）。
- 申請を行う場合は、以下の内容をご覧いただき、所定の受付窓口にて申請してください。
- なお、保管のみを行う場合など、収集、運搬又は処分のいずれも行わない場合は、認定の対象とはなりません。

目次

1. 申請の方法	1
2. 申請書様式	1
3. 申請受付窓口	1
4. 申請受付時間帯	1
5. 申請手数料	1
6. 申請時及び添付書類等に係る留意事項	2
(1) 申請時における留意事項	
(2) 添付書類等における留意事項	
7. 審査及び許可の決定	4

1. 申請の方法

- 申請書は、甲府市指定の申請書様式により、本「手引書」及び記入例をご確認の上作成してください。
- 申請書は、正本・副本として「2部」作成し、「3. 申請受付窓口」に持参ください。

2. 申請書様式

- 二以上の事業者による産業廃棄物の処理に係る特例認定申請書
- 二以上の事業者による産業廃棄物の処理に係る特例認定変更申請書
- ※市HPからダウンロードできます。
- 二以上の事業者による産業廃棄物の処理に係る特例認定変更・廃止届出書
- ※市HPからダウンロードできます。

3. 申請受付窓口

- 受付窓口一覧 環境部ごみ収集課 廃棄物係
住所：甲府市町601-4（甲府市環境センター） 電話：055-241-4313

4. 申請受付時間帯

- 申請は予約制で、必ず電話であらかじめご予約の上、ご来所ください。
- 申請受付時間帯は、9：00～17：00となります。
（ただし、12：00～13：00及び閉庁日（土日祝日、年末年始）を除く。）

5. 申請手数料

区分	手数料
認定申請手数料	147,000円
変更認定申請手数料	134,000円

- 申請手数料は申請時に納付書をお渡ししますので、金融機関等に振込み領収書のコピーを提出してください。（郵送、FAX可）
- 申請手数料は不許可や、取り下げをされた場合でも返却できませんので、ご注意ください。

6. 申請時及び添付書類等に係る留意事項

(1) 申請時における留意事項

①申請の際に持参するものは、概ね次のとおりです。

・申請書類一式

※添付書類は「添付書類目次」の順に並べてインデックスを付け、左側に二穴パンチで穴を開け、正本のみフラットファイル等で綴じて提出してください。

②申請書は、市の担当者が直接申請者等と面談し、内容を確認した上で受理します。郵送など、面談が出来ない方法での申請は受け付けていません。

③申請時には、申請者又は申請内容に精通した方がおいでください。申請内容について確認できない場合、受理しないことがあります。

④欠格要件に該当する場合については、認定を受けることはできません。

欠格要件の主なものは次のとおりです。

●申請者（法人については、その役員及び政令で定める使用人を含む。）が次のいずれかに該当する場合

- ・成年被後見人若しくは被保佐人又は破産者で復権を得ないもの
- ・禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から5年を経過しない者
- ・次の法律違反により、罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から5年を経過しない者
「廃棄物処理法」「浄化槽法」「大気汚染防止法」「騒音規制法」
「海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律」「水質汚濁防止法」「悪臭防止法」「振動規制法」「特定有害廃棄物等の輸出入等の規制に関する法律」「ダイオキシン類対策特別措置法」
「ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法」「暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律」「暴力行為等処罰ニ関スル法律」「刑法第204条（傷害罪）、第206条（現場助勢）、第208条（暴行）、第208条の2（凶器準備集合及び結集）、第222条（脅迫）、第247条（背任）」
- ・「廃棄物処理法」又は「浄化槽法」の規定により許可を取り消され、その取消の日から5年を経過しない者
- ・「廃棄物処理法」又は「浄化槽法」の規定による許可の取消しの処分に係る行政手続法第15条の規定による通知があった日から当該処分をする日又は処分をしないことを決定する日までの間に、廃止届出を行った者で、当該届出の日から5年を経過しないもの
- ・暴力団員又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者
- ・暴力団員等がその事業活動を支配する者

(2) 添付書類等における留意事項

①申請書様式に掲載される「添付書類一覧」をご確認ください。

②添付書類は、各指定様式により作成してください。

③公的機関等からの証明書類等

- ・住民票、登記事項証明書、納税証明書等の公的機関等から証明書類は、申請日より3ヶ月以内に発行されているものを添付すること。
- ・定款又は寄付行為については、申請者の原本証明（下記記載例のとおり）を要するため、申請日より3ヶ月以内に証明されているものを添付すること。

（記載例）この定款の写しは、〇〇〇社の定款の原本と相違ないことを証する。

令和〇〇年〇〇月〇〇日住所

法人名代表者名

④「登記されていないことの証明書」（成年被後見人若しくは被保佐人に該当しない旨を証明）の申請方法及び手数料等については、東京法務局又はお近くの地方法務局へお問い合わせください。

⑤（財）日本産業廃棄物処理振興センターの実施する講習会の受講を修了していることが必要となります。

- ・申請時には、講習会の「修了証」の写しが必要となります。
- ・申請に係る「収集、運搬又は処分の範囲」と、修了証の「講習会の種類（産業廃棄物、特別管理産業廃棄物）」に間違いがないかご確認ください。
- ・修了証の有効期限は発行日から、新規が5年、更新が2年です。
- ・他の自治体で既に認定を受けている場合で、同内容の新規申請をする場合には、更新講習会の修了証と他の行政機関の認定証の写しの添付をもって新規講習会修了証に代えることが出来る。
- ・甲府市では認定申請に添付が必要な講習会修了証の対象者を、代表者、役員（監査役を除く）若しくは令第6条の10に規定する使用人としております。
- ・講習会についての問い合わせ先
⇒一般社団法人山梨県産業資源循環協会 Tel 055-244-0755

⑥「事業の開始に要する資金の総額及びその資金の調達方法を記載した書類（様式第5号の3）」については、具体的に記載してください。

※必要に応じて、金融機関からの預金残高証明書又は借入資金がある場合は、返済期間、返済方法等を示す書類等の提出を求め場合があります。

⑦経理的基礎資料に係る書類等の提出について

- 次のいずれかに該当する場合は、「長期的財務計画書（法人用）（様式第10号の1）」を提出してください。
 - ・直前3年の事業年度における当期純利益の平均値がマイナスの場合。ただし、直前期の事業年度において当期純利益がプラスの場合で、次の②～⑤に該当しない場合、長期的財務計画書を不要とする。
 - ・直前期の事業年度において債務超過である場合。
 - ・直前期の事業年度において当期純利益がマイナスの場合。
 - ・法人税が課税されていない状況が2期以上継続している場合。
 - ・事業開始（新設法人等）から間もなく、3ヶ年間の財務諸表又は法人税の未納のない証明が添付できない場合。
- 次の全てに該当する場合は、「長期的財務計画書（法人用）（様式第10号の1）」に加え、「中小企業診断士又は公認会計士による診断書等（※客観的に経理的基礎を有するかどうかを判断できる資料等）」を提出してください。
 - ・直前3年の事業年度における当期純利益の平均値がマイナスの場合
 - ・直前期の事業年度において債務超過である場合
 - ・直前期の事業年度において当期純利益がマイナスの場合なお、「中小企業診断士又は公認会計士による診断書等」に記載されている事項が、次の内容に準じていることを確認してください。

【診断書等の記載事項】

ア. 会社の概要

イ. ②直近3年分の財務諸表に基づく財務診断

※直近3年分の財務諸表をベースに安全性、成長性、収益性の観点から各種財務指標の診断を行い、その診断結果を記載する。

ウ. 債務超過に至った原因

※債務超過に至った原因を具体的に記載する。

エ. 今後5年間の収支計画についての分析

※今後5年間の収支計画の数値の変化の内容を具体的に記載する。

オ. 債務超過の改善策及びその実現可能性

※「リサイクルの気運が高まり売上が上昇する」等の希望的観測は不可。あくまで具体的な改善策に限る。

カ. 関連資料（各種財務診断資料等）

7. 審査及び許可の決定

- 審査の過程で要件を満たさない事項がある場合、これについて補正を求めます。
全ての許可要件が整うまでは審査終了となりません。